

【記入例】 ボールペンで強くご記入ください。訂正は預貯金口座お届け印を押印してください。

金融機関保管

口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書

和光市指定・収納代理金融機関・ゆうちょ銀行 御中 申込日 ○年○月○日

納税(付)義務者	住所	和光市広沢1-5		
	フリガナ	ワコウ	サツキ	生年月日
	氏名	和光 さつき		○年○月○日
	電話	048 (464) 1111		

2枚目にも押印

- ① 申込日(記入日)、納税義務者の住所、フリガナ、氏名、生年月日、電話番号を記入し、1枚目、2枚目に押印してください。
 ※ この印鑑は、預貯金口座お届け印でなくても結構です。
 ※ **国民健康保険税の場合は、世帯主の氏名を記入してください。**

- ② 申込区分の該当番号に○をつけてください。
 ※ **金融機関や口座番号の変更の場合は「1」に○をつけてください。**

- ③ 口座振替する預貯金口座の名義人の氏名、フリガナを記入し、**預貯金口座お届け印を1枚目、2枚目に押印してください。**
 ※ 印レス口座の場合は、押印不要ですが「印レス口座」とお届け印欄へご記入ください。
 ※ 口座名義人が納税義務者と同じでなくても申込みができます。

- ④ ゆうちょ銀行以外の銀行の預金口座から口座振替を希望する場合は、金融機関名、支店名、預金種目(○をつけてください)、口座番号を記入してください。

- ⑤ ゆうちょ銀行の貯金口座から自動払込を希望する場合は、記号、番号、種目コード(○をつけてください)、通帳登録住所を記入してください。

- ⑥ 口座振替(自動払込)により納付する市税等の該当番号に○をつけ、振替(払込)を開始又は廃止する年度・納期(月)を記入してください。
 例：● 市県民税の場合は「1」 ● 介護保険料の場合は「5」
 ● 固定資産税・都市計画税の場合は「2」 ● 後期高齢者医療保険料の場合は「6」
 ● 軽自動車税の場合は「3」 ● 保育園保育料の場合は「7」
 ● 国民健康保険税の場合は「4」 ● 学童クラブ保育料の場合は「8」
 ※ 保育園・学童クラブの場合は、二枚目の下欄に保育園・学童クラブ名、児童名、生年月日を記入してください。

- 【口座振替申込書の提出先・持ち物】**
 ■ 提出先：金融機関または市役所
 市県民税、固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税→収納課(2階)
 介護保険料→長寿あんしん課(1階)、後期高齢者医療保険料→保険年金課(1階)
 ※保育園保育料、学童クラブ保育料は金融機関窓口へ直接提出してください
 ■ 持ち物：①預金通帳 ②印鑑(預貯金口座お届け印)

その他、申込書裏面の記載事項をご参照ください。

※国民健康保険税は世帯主、固定資産税・都市計画税の共有分は、共有代表者名でお申し込みください。

- 1 新規 納税(付)義務者が和光市に納付する市税等について、約定事項承認のうえ下記(貯)金から口座振替(自動払込)を希望します。
 2 取消(廃止) 市税等の口座振替(自動払込)を取消(廃止)したいので、下記(貯)金からの口座振替(自動払込)の廃止を届出ます。

指定口座	フリガナ	ワコウ サツキ			お届け印 2枚目にも押印
	口座名義人	和光 さつき			
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	銀行	支店名	種目	口座番号(右づめ)
	○ ○	信用金庫 農業協同組合 労働金庫	本店 支店 出張所	普通 当座 納税準備	1234567
ゆうちょ銀行	記号	番号(右づめ)	種目コード	払込先口座番号	払込先加入者名
	1 123 0 の	12345671	166(新規) 176(廃止)	別掲	埼玉県和光市 会計管理者
住所		和光市広沢1-5			

振替(払込)日 末日(土、日、祝日の場合は翌営業日)もしくは市の指定する日 ※再振替(払込)できません
 ※口座振替(自動払込)を希望する種目の番号に○印をつけてください。(固定共有分の納税義務者は全ての名前を記入)

種目	振替(払込)開始・廃止期(月)		ゆうちょ銀行使用欄		固定資産税・都市計画税が共有の場合	
	年度	月	納税種目コード	払込先口座番号	納税義務者全員の氏名	納税通知書番号
1 市県民税	年度	月	35	00150-6-960516	和光さつき	12345
2 固定資産税・都市計画税	8	1	35	00160-3-960697	和光花子	
3 軽自動車税	年度	全	35	00110-6-960708		
4 国民健康保険税	8	随1	35	00110-0-960716		
5 介護保険料	年度	月	26	00100-9-961755		
6 後期高齢者医療保険料	年度	月	30	00110-2-962641		
7 保育園保育料	年	月	30	00160-8-960517		

※ 手続きには1ヶ月程の期間を要するため、納期にあたる月(又は前月の25日以降)に申し込まれた場合は、その納期分は振替ができませんので直接納付書で納付してください。
 市税等納期一覧を参照してください

- ⑦ 固定資産税・都市計画税が共有名義の場合は、納税義務者全員の氏名と納税通知書番号を記入してください。

市税等の納付は、便利な口座振替をご利用ください

口座振替依頼書・自動払込利用申込書にて、口座振替をお申込みいただけます。

必要事項をご記入の上、振替希望の金融機関窓口もしくは和光市役所各課窓口へご提出いただくか、和光市役所宛にご送付ください。

※保育園・学童クラブ保育料につきましては市役所での受付をしておりませんので金融機関窓口へご提出ください

※和光市では全期前納制度は取り扱っておりませんので、全期一括納付を希望される方は、納付書にてお支払いください。

【口座振替できる市税等】

市県民税(普通徴収) 固定資産税・都市計画税

軽自動車税 国民健康保険税(普通徴収)

介護保険料 後期高齢者医療保険料

保育園保育料 学童クラブ保育料

【利用できる金融機関(各本支店)】

埼玉りそな銀行 みずほ銀行 三菱UFJ銀行

三井住友銀行 りそな銀行 武蔵野銀行

きらぼし銀行 東和銀行 東日本銀行

川口信用金庫 朝日信用金庫 西武信用金庫

東京信用金庫 城北信用金庫

巣鴨信用金庫 中央労働金庫 あさか野農業協同組合

ゆうちょ銀行

【市税等納期・口座振替申込期限一覧表】

納期 種目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税 (普通徴収)			第1期		第2期		第3期			第4期		
固定資産税 都市計画税		第1期		第2期					第3期		第4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
介護保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
後期高齢者 医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
保育園・学童 クラブ保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
口座振替 申込期限	3月25日	4月25日	5月25日	6月25日	7月25日	8月25日	9月25日	10月25日	11月25日	12月25日	1月25日	2月25日

振替日は納期の月末(土、日、祝日の場合は翌営業日)の納期限日です。

- ・和光市役所にご送付いただいた場合、口座振替開始のお手続きは 40 日程度かかりますので、一覧表中の「口座振替申込期限」を参考にいただき、お申込みが間に合わない納期については納付書にてお支払ください。
- ・期限内にお申込みいただいても書類の不備等により、振替開始が希望する納期に間に合わない場合もございますのでご了承ください。
- ・保育園・学童クラブ保育料につきましては金融機関窓口のみの受付となります。

【注意点】

- ・記入誤りは、二本線で消し、3枚ともすべてに届出印を押して訂正してください。
- ・国民健康保険税の口座振替をご希望の場合は、納税(付)義務者の欄に世帯主名を記入してください。
- ・固定資産税・都市計画税の納税義務者が共有の場合には、すべての方のお名前を記入してください。
- ・残高不足などの理由により振替ができなかった場合には、納付書等をお送りしますので、お近くの金融機関などでお支払ください。口座からの再振替は行っておりませんので、振替日前日の口座の残高には十分ご注意ください。
- ・振替済みの通知書は発行していません。通帳の記帳などにより、確認をお願いします。
- ・車検(継続検査)が必要な二輪の小型自動車(総排気量 250cc 超の二輪車)を所有する方が口座振替した場合には、毎年6月中旬頃に「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」を送付します。6月中旬頃では車検に間に合わない方は、口座振替ではなく納付書で納付してください。※三輪・四輪を所有の方は、軽 JNKS (軽自動車税納付確認システム)で確認が取れるため、「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」は送付しません。

【お問合せ先】

和光市役所 住所:和光市広沢1-5 電話:048-464-1111(代表)

- ・収納課 (市税等について)
- ・長寿あんしん課 (介護保険料について)
- ・保険年金課 (後期高齢者医療保険料について)
- ・保育サポート課 (保育園保育料について)
- ・保育施設課 (学童クラブ保育料について)